

令和3年5月27日

橿原市学校体育施設開放事業
利用団体の皆さまへ

本市学校体育施設の利用再開について

このことについて、「奈良県緊急対処措置」を受け、5月31日まで本市学校体育施設を臨時休止としていましたが、6月1日より下記のとおり利用を再開いたします。

ただし、「緊急事態宣言」対象地域並びに「まん延防止等重点措置」実施の都道府県にお住まいの方のご利用はお控えください。また、できうる限りの感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

施設ご利用の皆さまには、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

<利用再開日> 令和3年6月1日(火)

<対象施設>

- ・ 市内小学校及び中学校の学校体育施設

<その他>

- ・ 「緊急事態宣言」対象地域並びに「まん延防止等重点措置」実施の都道府県にお住まいの方のご利用はお控えください。
- ・ 利用時についても運動・スポーツ中以外のマスクの着用及び手指の消毒等の「橿原市立学校施設利用者に対する感染予防対策依頼事項」記載の感染予防対策の徹底にご協力をお願いいたします。

<お問い合わせ先>

橿原市スポーツ推進課

TEL0744-29-8019

以上